

1 2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成27年12月16日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回教育委員会会議録の承認について
- 教育長の報告について

(1) 協議事項

- 第2号 平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について
・・・資料1(学校教育課)

(2) 報告事項

- 第51号 教育委員会の後援名義等使用について ・・・資料2(教育総務課)
- 第52号 市議会12月定例会補正予算について ・・・資料3(教育総務課)
- 第53号 市議会12月定例会一般質問について ・・・資料4(教育部理事)
- 第54号 安土城考古博物館見学バスツアーについて・・・資料5(文化財保護課)
- 第55号 「2016 藤井寺市民マラソン大会」について
・・・資料6(スポーツ振興課)
- 第56号 「第59回南大阪駅伝競走大会」について
・・・資料7(スポーツ振興課)
- 第57号 市立青少年運動広場Bグラウンド並びに市立スポーツセンターの使用
時間区分の延長に伴う試行実施について ・・・(スポーツ振興課)

- | | | |
|-------|----------|-------|
| 4 出席者 | 委員長 | 藤本 英生 |
| | 委員長職務代理者 | 杉本 優子 |
| | 委員 | 糸野 聡史 |
| | 委員 | 福村 尚子 |
| | 教育長 | 多田 実 |

- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼教育部次長、教育部次長、
教育部副理事兼学校教育課長、教育部副理事兼生涯学習課長、
教育部副理事兼図書館長、教育総務課長、文化財保護課長、
スポーツ振興課長

- 6 書記 教育総務課主事補

午後1時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

それでは、定例教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴希望者がおられませんでしたので、ご報告させていただきます。

それでは、委員長よろしくお願いたします。

○委員長

皆さん、こんにちは。ただ今より定例教育委員会会議を開催します。

気候の変動が激しく、暖かくなったり、寒くなったりしております。12月となり、いよいよ今年最後の定例教育委員会となりました。最近、ニュースではマイナンバーのことがとりざたされ、堺市では情報漏えいがあったということです。本市においても情報セキュリティに注意していただきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入ります。本日の会議録の署名委員は、糸野委員にお願いいたします。また11月定例教育委員会会議の会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。

それでは、教育長から報告をお願いします。

○教育長

4点について報告させていただきます。

1点目、大阪府教育委員会関係のことですが、併設型中高一貫校として府立富田林高等学校に併設される大阪府立富田林中学校の教育課程や教育内容の検討状況についてお手元にお配りしている文書により発表されました。理念や内容それに中学校入学者の選抜方法等について記されております。説明は省かせていただきます。本市小学校から入学する生徒も予想される場所ですが、今後、本市小・中学校への影響について注視していきたいと思っております。

次に、2点目ですが、11月の教育委員会会議で承認いただきました平成26年度の事業に係る教育委員会の点検・評価に関する報告書について、12月11日に議会の民生文教常任委員会協議会に報告させていただきました。教育総務課長より特に新規事業と取り組みを強化した事業について説明いたしました。説明後、石田隼人委員長より質問や意見を求める発言がありましたが、委員からの発言はありませんでした。

次に、3点目です。これも議会関係になりますが、今議会に、市長の権限に属する組織、事務分掌等を定めるための藤井寺市事務分掌条例の全部改正についての議案が上程されています。昨日、総務建設常任委員会においてこの条例案の審議が行われました。質疑の中で幼稚園事務の教育委員会と子ども育成室のすみわけについての質問や、本市の公立幼稚園の方向性・位置づけは教育委員会が責任を持つこと

でいいのかといった質問が出されました。まずは市長部局の方で、現在の補助執行規定の改正の必要性等の答弁がありました。教育委員会としては、責任があるのは当然で、市長と教育委員会の間で引き続き議論を重ね、今後の幼稚園教育を検討していく旨答弁いたしました。

最後に4点目ですが、南河内地区市町村の教育長の交代についてお伝えします。お手元のプリントのとおり、富田林市教育委員会において13年間在職された堂山博也教育長が退任され、12月7日付で新しく芝本哲也氏が教育長に就任されました。以上、4点、報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

本日は、協議事項が1件、報告事項が7件ございます。

それでは、協議事項に入ります。協議事項第2号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」学校教育課お願いします。

○学校教育課長

資料1をご覧ください。

「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」という依頼文が届きました。それに伴いまして、平成28年度全国学力・学習状況調査に参加するかどうかについて、本日はご協議いただきたいと思います。

平成28年度全国学力・学習状況調査につきましては、平成27年度の調査に関する実施要領から4点の変更がございます。2枚目の写しをご覧ください

1点目は、調査結果を入学者選抜に関して用いることはできないことを明記する。

2点目は、経年変化分析調査の実施に伴い記載内容を追加する。

3点目は、調査の対象に義務教育学校を追加する。

4点目は、障がいのある児童生徒への配慮としてルビ振り問題用紙の使用範囲を拡大する。

これら4点が変更点でございます。その他については、特に大きな変更はございません。これらの点を含め、来年度の平成28年度も実施してよろしいかどうか、協議をよろしく願いいたします。

資料1「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」

「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」

に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○教育委員

今年度は理科の教科がありましたが、28年度は理科の調査がないのでしょうか。

○学校教育課長

理科につきましては、平成27年度より実施しましたが、これにつきましては、3

年に1回程度とすると報告されております。平成22年12月に文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室から出されております「全国学力学習状況調査における対象教科の追加について」の中で、理科が示されておりますが、実施については3年に1度ということでございます。

○教育委員

経年変化分析調査実施とありますが、どういうことなのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の9ページをご覧ください。9ページ下段から13ページまで「V. 経年変化分析調査」について書かれています。これについては初めてのことであります。

調査の目的といたしましては、国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てると記載されております。

調査の対象といたしましては、今後無作為に抽出された国・公・私立学校の小学校6年、中学校3年となります。

本市のどの学校が該当するか、また該当しないか等につきましては、まだ確定したものはございません。

○教育委員

義務教育学校とは、あまり聞き慣れない言葉ですが、どのような学校を指すのでしょうか。

○学校教育課長

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律」が本年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたものです。

新たな学校の種類として、学校教育法第1条に規定されるものでございます。

○委員長

ありがとうございました。他にはございませんか。

それでは、「平成28年度全国学力・学習状況調査の実施について」実施するのか、しないのかということで議論をお願いします。

○教育長

今年、学力調査を実施しまして、それぞれの学校の子どもの学力調査と質問紙による状況調査がありました。この結果から学力の背景がすぐわかりました。そういった状況があり、各学校において自校の分析を常に行って、その結果からわかったことをもとに学校の取り組みを改善します。それから、保護者に対して学校ができることをするので、協力をお願いしたいことを明確に示します。そういうことが継続的に行われることによって、例えば学校の授業等が充実していくのではないかと

と思いますので、できれば参加することが望ましいと思います。

○教育委員

私も同じ意見です。

○委員長

それでは、従来から個々の学校の公表はしないということにしていますので、その方向で実施するということによろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは実施していきたいと思います。ありがとうございました。

○学校教育課長

ありがとうございました。

○委員長

それでは、報告事項に入ります。報告第 51 号「教育委員会の後援名義等使用について」教育総務課お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成 27 年 11 月に使用承認の専決処理をした事業は、第 3 回道明寺歴史講演会他 3 件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会の後援名義等に関する規程第 3 条第 2 項に基づき報告いたします。

資料 2 「教育委員会の後援名義等使用について(報告)」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

質問はございませんか。

では、続いて、報告第 52 号「市議会 1 2 月定例会補正予算について」教育総務課お願いします。

○教育総務課長

平成 27 年 12 月議会に提出しました一般会計補正予算は、資料 3 のとおりでございます。

歳出といたしましては、学校教育課の藤井寺市柏原市学校給食組合負担金が 37,000 円、債務負担行為補正といたしまして、文化財保護課の施設機械警備業務が 726,000 円、以上でございました。

資料3「平成27年一般会計補正予算(第4号)」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

質問はございませんか。

では、続いて、報告第53号「市議会12月定例会一般質問について」教育部理事
をお願いします。

○教育部理事

資料4「市議会平成27年12月定例会一般質問について
(教育委員会関係抜粋)」に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

一般質問について、質問はございませんか。

では、続いて、報告第54号「安土城考古博物館見学バスツアーについて」文化財
保護課をお願いします。

○文化財保護課長

平成27年度文化財施設見学会バスツアーの報告をさせていただきます。

毎年、文化財保護課では、市民の方にバスで藤井寺市で出土した遺物を展示して
いて、他の遺物と比較等ができるような施設へ見学に行っていただくという企画を
しております。

今年度は、滋賀県立安土城考古博物館に参りました。倭の五王の時代へタイムス
リップという題目でありました。実施日は11月12日(木)、19日(木)の2回実施い
たしました。目的は、藤井寺市の西墓山古墳や野中古墳から出土した遺物が、展示
されておりまして、全国各地の遺物も集まっていることから、市民の方々に郷土の
古墳から出土した遺物の貴重さを実感していただくと同時に、文化財保護の重要性
を改めて認識していただくために実施しました。安土考古博物館の学芸員の方にも、
かなり協力をしていただきまして、展示の説明はもとより、近くの木村古墳群の見
学にも連れて行っていただきました。参加人数は、11月12日が25名、11月19日
が25名で両方とも満員となりました。成果といたしましては、自分では行くことが
出来ない場所へ連れて行ってもらえ有難かった、藤井寺市から出たものが大々的に
展示されていて誇らしかった、普段見ることが出来ないところの裏側まで見学出来
てよかった、藤井寺というまちがあらためて歴史豊かなまちだということを確認で
きた、という参加者の声がありました。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

資料5「平成27年度文化財施設見学会(バスツアー)報告書」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○教育委員

この見学会は、いつ頃から、どのような契機で始まったのでしょうか。

○文化財保護課長

平成12年度から始まり、毎年行っており、今年度で16回目になります。藤井寺市で発掘した遺物などが、他の所の博物館に展示されることがありましても、市民の方々がなかなか見学する機会がなかったということで、藤井寺市のバスを利用した見学が始まりました。一番最初は、大阪府立近つ飛鳥博物館でした。また、世界文化遺産登録を目指すようになってからは、古市古墳群等の古墳時代を中心とした展示見学にまいりました。

○教育委員

今まで、いろいろな所へ行かれていますと思うのですが、他にはどのような場所に行かれていますのか、代表的な所を教えてくださいませんか。

○文化財保護課長

昨年度は、大阪府立弥生文化博物館で藤井寺市内の遺跡であります船橋遺跡出土の遺物の展示会をされておりましたので、そこへ見学にまいりました。その他、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館や葛城市歴史博物館等にも見学に行っております。

○教育委員

この行事は長く続いているようですけれど、市民の方の反響はいかがでしょう。定員の何倍ぐらいの方が申し込まれたか、わかりますでしょうか。

○文化財保護課長

最初の頃は、はがきで申し込み、抽選という形でやっておりました。その時は、定員の2倍近く申し込まれたこともありました。最近は、先着順で電話申し込みとしております。今回は、一日で満員になってしまいましたし、これまでも、反響がありすぎて電話回線がいっぱいになってしまったこともありました。毎年、バスツアーを楽しみにされておられる方もおられまして、事前の問い合わせもかなりありました。

○教育長

募集の中に、先着順という表現はしてあるのでしょうか。

○文化財保護課長

はい。そのように広報で記載しております。

○教育長

インターネット等での申し込みの手段も考える余地はあるのでしょうか。

○文化財保護課長

今回も藤井寺市のホームページに掲載させてもらいました。フェイスブック等を利用し、教育長がおっしゃっていただいたように、情報をいろんなところから発信できるようになっておりますので、今後はそういったものを活用していきたいと思います。

○委員長

以上で文化財保護課の報告を終わりたいと思います。

それでは、報告第 55 号「2016 藤井寺市民マラソン大会」について、スポーツ振興課お願いします。

○スポーツ振興課長

報告第 55 号「2016 藤井寺市民マラソン大会」について、報告させていただきます。資料 6 をご覧ください。

「2016 藤井寺市民マラソン大会」は、10 月 1 日より申し込みの受付を開始し、12 月 6 日に申し込みを締め切らせていただきました。

本大会は、平成 25 年度に再開してから今年度で 3 回目を迎えます。2014 及び 2015 の大会では、いずれも申込人数が 600 人台でありましたが、今大会の申込人数は 888 名で、前年度比で 241 人の大幅増加となり、再開後としては最多の申込人数となりました。各部門の申込人数は、ご覧のとおりでございます。

以上で、「2016 藤井寺市民マラソン大会」についての報告とさせていただきます。

資料 6 「2016 藤井寺市民マラソン大会申込者数 最終(12 月 6 日時点)」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

それでは、続きまして、報告第 56 号「第 59 回南大阪駅伝競走大会」について、スポーツ振興課お願いします。

○スポーツ振興課長

報告第 56 号「第 59 回南大阪駅伝競走大会」について、報告させていただきます。資料 7 「第 59 回南大阪駅伝競走大会実施要項」をご覧ください。

主催は、南河内地区の 5 市 1 町 1 村の各教育委員会・松原市・河南町・南河内地区社会教育振興協議会でございます。また、読賣新聞大阪本社にご後援をいただき、さらに、パーフェクトリバティー教団・南河内地区中学校体育連盟・南河内地区市町村スポーツ推進委員連絡会にご協力をいただいております。期日は、来年 2 月 7 日(日)で午前 9 時に開会式を予定しております。ただし、積雪等により走路確保困難な場合は中止とさせていただきます。場所は、パーフェクトリバティー教団の本庁内コースで開催させていただきます。受付等に関しましては、資料のとおりでございます。区間距離は、6 区間で計 20.1 km のコースとなっており、第 1 区のみ 4.6 km、第 2 区から第 6 区は 3.1 km となっております。

次に「南大阪駅伝競走大会コース案内図」をご覧ください。第1区のみ案内図①～⑥を2周したのち、⑥～⑬を走るコースとなっており、第2区から第6区につきましては、案内図①～⑥を1周したのち、⑥～⑬を走るコースとなっております。

再び、「第59回南大阪駅伝競走大会実施要項」に戻ってください。参加資格は、南河内地区に在住・在勤及び在学する中学生以上の者でございます。部門は、ご覧の7部門となっております。各部門とも監督1名・選手6～9名とし、監督は選手を兼務することができます。ただし、1人の選手が複数の部門に登録することはできません。参加申し込みですが、参加費は保険料を含めて1チーム5,000円でございます。なお、申し込みは11月27日で締め切らせていただいております。

「第59回南大阪駅伝競走大会における藤井寺市からの申込状況」をご覧ください。訂正箇所がございます。まず、中学男子の部に藤井寺中学校野球部を追記願います。次に、参加チーム総数ですが8チーム、選手63名、監督8名にそれぞれ訂正をお願いいたします。藤井寺市からの出場チームにつきましては、一般女子の部及び中学生女子の部を除く5部門8チーム63名の選手、兼務を含めた8名の監督が参加される予定です。

再び、「第59回南大阪駅伝競走大会実施要項」に戻ってください。表彰、競技規定、その他につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上で、「第59回南大阪駅伝競走大会」についての報告とさせていただきます。

資料7 「第59回南大阪駅伝競走大会における藤井寺市からの申込状況」
「第59回南大阪駅伝競走大会実施要項」
「南大阪駅伝競走大会コース案内図」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

それでは、続きまして、報告第57号「市立青少年運動広場Bグラウンド並びに市立スポーツセンターの使用時間区分の延長に伴う試行実施について」について、スポーツ振興課お願いします。

○スポーツ振興課長

報告第57号「市立青少年運動広場Bグラウンド並びに市立スポーツセンターの使用時間区分の延長に伴う試行実施について」について、報告させていただきます。こちらにつきましては、資料はございませんので、口頭で報告させていただきます。

まず、市立青少年運動広場Bグラウンドの使用につきましては、従前から利用者より、午前9時以前の時間帯に利用できるようにしてほしい、との要望がございました。さらに、先ほど教育部理事より報告させていただきましたように、12月定例会の一般質問におきまして、政新クラブの岡本光議員より、学校の部活動だけではなく子どもたちがスポーツに出会える機会、親しめる機会を多く作っていただけたらとの要望がありました。一方、過去に使用団体から要望を受けて、試行的に設定し、試行期間中に当該使用時間区分の使用中でも特に問題等が発生しなかったため、規則改正を行い、市立スポーツセンターにおいて5月1日から9月30日までの期間限定で、新たな使用時間区分であります午前7時から午前9時を設定した経緯があります。そこで、先の利用者や岡本議員よりの要望に対応するべく、Bグラウ

ンドに関して、午前 7 時から午前 9 時という新たな使用時間区分を設定しようとするものであります。

さらに、B グラウンドに関して、午前 7 時から午前 9 時という新たな使用時間区分を設定するとともに、スポーツセンターにおいて午前 7 時から午前 9 時という使用時間区分の期間を、5 月 1 日から 9 月 30 日までの期間限定とせず、通年で設定しようとするものであります。

ただし、B グラウンド及びスポーツセンターともに、経過措置として一定の試行期間、現在考えておりますのが来年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月間でございますが、その試行期間を設け、試行期間中に近隣住民からの苦情等の問題がなければ、本教育委員会会議に議案として上程させていただき、異議なく承認いただければ、規則改正を行い、正式に運用していきたいと考えております。

以上で、「市立青少年運動広場 B グラウンド並びに市立スポーツセンターの使用時間区分の延長に伴う試行実施について」の報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

3 つの報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○委員長

市民マラソン大会の申込者数について、前回大会と比較して、200 人以上参加者が増えたということですが、どのような原因で増えたのでしょうか。

○スポーツ振興課長

藤井寺市民マラソン大会が、今回で 3 回目を迎えるということもあり、市民の間にこの大会が定着してきたと推測します。また、昨今のランニングブームの他、家族で参加することが可能なジョギングの部の参加者数が大幅に増加しており、本市のマラソン大会が、気軽に参加することができるイベントとして、認識されているのではないかと、ということも思われます。

○教育長

ジョギングの部が増えているというお話でしたが、ジョギングも含めて増加した部門はどれでしょうか。

○スポーツ振興課長

主に増加した部門及び人数を申し上げますと、いずれも前年度比で、ジョギングの部が 123 人、一般男子の部 A が 52 人、小学生男子の部が 37 人などございました。

これに対し、減少した部門といたしましては、中学生男子の部が 8 人、伴走が 1 人減少した程度でございます。

○教育委員

9 月の定例教育委員会会議では、「2016 藤井寺市民マラソン大会」では、過去 2 回に設けられていた、原則として藤井寺市内に在住・在勤・在学する者という

参加資格が削除されたとのことでした。その点も今回の増加要因の1つではないかと推測されます。ちなみに、総参加申込人数のうち藤井寺市民の割合はどの程度か、もしわかるようでしたら、お答えいただけますでしょうか。

○スポーツ振興課長

総参加申込人数のうち藤井寺市民の割合は、約75%でございます。

○教育長

先ほど、市民マラソン大会の中学生男子の部が減少とおっしゃいました。中学生がこのような大会に出場することは、いろんな個性伸長の機会になりますし、学校の活性化にもつながると思うのですが、何か中学校には働きかけはされましたか。

○スポーツ振興課長

中学校のクラブ活動の顧問の先生に、働きかけをさせてもらっています。

○教育委員

マラソン大会中の参加者に対する救急体制は、どのような対策を採られるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

大会中における救護体制といたしましては、大会本部に市民病院から看護師2名を配置していただいております。また、柏原藤井寺羽曳野消防組合に依頼し、大会当日には救急車を配備していただくことになっております。さらに、コース中間地点付近に、AEDを搭載した救護車を配備し、万が一に備えます。大会開催中に何らかの緊急事態が発生した際は、大会本部と連絡を取りながら、適切に対応することとなっております。

○教育委員

南大阪駅伝競走大会について、昨年度までとコースが少し変わっているような気がします。変更点はございますか。

○スポーツ振興課長

今年度の南大阪駅伝競走大会につきましては、昨年度の大会まで駅伝関係者駐車場として使用していたスペースに、スタート・中継・ゴール地点を設けました。このことによりスタート・中継・ゴール付近のコース幅が広がり、ランナーにとっても、運営にとってもより安全になりました。また、本大会からは、これまで手動でおこなっていたゼッケンの記録やタイム計測等を全て自動で行うことができるチップ制を採用しました。このことによりまして、これまでより円滑な運営ができると期待しております。

○委員長

市立青少年運動広場Bグラウンド並びに市立スポーツセンターの使用時間を延長し、午前7時から午前9時まで貸し出すことについて、使用者への周知について教

えていただけますか。

○スポーツ振興課長

今回の使用時間区分の延長につきましては、先ほど報告させていただきましたとおり、来年1月から3月を試行期間として実施し、近隣住民からの問い合わせやご意見等がなければ、規則改正を行い、正式に運用していこうと思います。午前7時から午前9時までの時間帯につきましては、ほぼ本市の体育協会に加盟している各種団体が使用されることが想定されるため、試行期間中につきましては、当該各種団体の責任者に対し、経過措置として条件付きで当該施設の使用時間区分を延長する旨を、文書にて通知しようと考えております。

なお、正式運用開始後につきましては、広報誌・ホームページへの掲載、並びに各施設へのお知らせポスターの掲示等をして、市民に周知しようと考えております。

○委員長

以上で、協議事項並びに報告事項がすべて終了しました。連絡事項等ございましたらお願いします。

○委員長

無いようですので、来月の会議ですが、1月22日 午前10時00分から市役所305会議室で開催します。

それでは、これで12月の定例教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時37分